

第132回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年3月27日（水曜日）午前10時
（受付開始予定時刻：午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号
トリイ日本橋ビル
当社本社 10階会議室

書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後5時30分まで

目次

第132回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	35
計算書類	58
監査報告書	60



鳥居薬品株式会社

証券コード 4551

証券コード：4551
2024年3月6日
(電子提供措置の開始日 2024年2月29日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

鳥居薬品株式会社

代表取締役社長 松 田 剛 一

第132回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第132回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会資料の電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスし、画面をスクロールしていただき、「株主総会関連資料」の項目をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.torii.co.jp/ir/stock/info.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスし、「銘柄名(会社名)」に「鳥居薬品」又は「コード」に当社証券コード「4551」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択してご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内（4頁～6頁）」に従って、2024年3月26日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午前10時
（受付開始予定時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号 トリイ日本橋ビル
当社本社 10階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項 第132期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第8号議案まで）＞

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

＜株主提案（第9号議案から第11号議案まで）＞

- 第9号議案 自己株式の取得の件
- 第10号議案 定款一部変更（代表権を有する取締役の個別報酬の開示）の件
- 第11号議案 定款一部変更（CMSを通じた資金運用の検討結果の開示）の件

各議案の内容は後記の株主総会参考書類に記載のとおりですが、**取締役会は第9号議案から第11号議案の株主提案には反対しております。**

以 上

-
- 本株主総会におきましては、当社は、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に対して、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面からも記載を省略することとしておりますので、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表したがって、当該書面に記載している事項は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。7頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

●株主総会にご出席の場合



日時 2024年3月27日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

●書面による議決権行使の場合



行使期限 2024年3月26日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

詳細は5頁をご覧ください

●電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



行使期限 2024年3月26日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

詳細は6頁をご覧ください

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



書面による議決権行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、第1号議案から第8号議案の会社提案については賛成、第9号議案から第11号議案の株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

行使
期限

2024年3月26日(火曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙イメージ

本票は切り離してご行使ください。

議決権行使書

鳥居薬品株式会社 株主番号 議決権行使回数

私は、2024年3月27日開催の貴社第132回臨時株主総会（議決会または総会を含む）における各議案につき、下記「賛否」を〇印で表示の上、本議決権行使書を行います。

2024年 3月 日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否	否	否	否	否

各議案につき賛否の表示をされた場合は、第1号議案から第8号議案の会社提案については、第9号議案から第11号議案の株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

鳥居薬品株式会社

（注意）第9号議案以下の株主提案につきましては、当該株主に会社会費を徴収しております。株主に賛成の場合は「賛」に、反対の場合は「否」に、株主提案の意見に賛成の場合は「賛」に〇印を記入してください。

インターネットと書留郵便で議決権行使される場合は、インターネットを有効とします。株主総会に出席の際は、この用紙の右頁を切り離す前にそのまま会場受付へ提出ください。

お 願 い

- 株主総会にご出席された場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年3月26日午後5時30分までを期するようご返送ください。
- 第3号議案および第4号議案の賛否をご表示の際、一部の取締役につき異なる意思を表明される場合は、「株主総会参考事項」の欄に当該取締役の名前をご記入ください。
- 執行のご意見は、別のポスターにより、はきりご別紙にて記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面に記載のウェブサイトにアクセスし2024年3月26日午後5時30分までのご返送を必ずご確認の上、ご返送をお願いします。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

鳥居薬品株式会社

株主様からご提案のあった第9号議案から第11号議案について、取締役会としては、いずれの議案も**反対**しております。
詳細は後記をご参照ください。

こちらを切り取ってご返送ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に〇印

▶ 反対の場合：「否」の欄に〇印

会社提案・取締役会の意見に **ご賛同いただける** 場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否	否	否	否	否

議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案
株主提案	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否

会社提案・取締役会の意見に **反対される** 場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否	否	否	否	否

議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案
株主提案	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

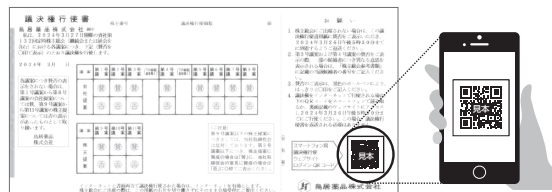
行使期限

2024年3月26日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

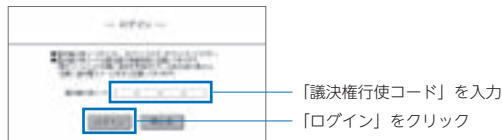
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

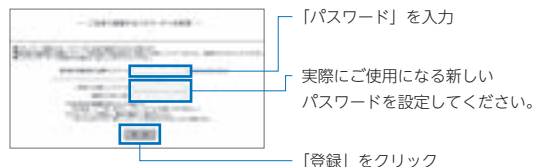
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第8号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適正な利潤の還元を経営の重要課題の一つと認識しております。株主還元につきましては、継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としつつ、事業投資を通じた中長期的な企業価値の向上を実現することが株主の皆様の期待に応えることになると認識しております。

上記基本方針・考え方の下、将来の事業成長を目指した中長期的な視野に立った投資や財務の状況等を勘案したうえで、第132期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金70円 総額1,967,365,960円
なお、これにより、中間配当の金50円を含めた当期の年間配当は、1株につき金120円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の過半数を独立社外取締役で構成する体制とする等、これまでもコーポレートガバナンスの充実・強化に取り組んでまいりました。今般、取締役会の業務執行の決定権限を業務執行取締役へ委任することを可能とすることにより、経営の更なる迅速な意思決定に向けた検討を進めるとともに、取締役会の監督機能の強化等を通じて、コーポレートガバナンスをより一層充実・強化すること等を目的とし、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたいと存じます。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 現状の企業規模等を勘案して、取締役の員数の上限を設定することとし、現行定款第18条（取締役の員数）を変更するものであります。
- (3) 取締役副会長及び取締役相談役を選定しておらず、また、今後もこれらの役付取締役を選定する予定がないことに鑑み、現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）の取締役副会長及び取締役相談役の選定に関する規定を削除するものであります。
- (4) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することを明確にするものであります。
- (5) 不測の事態により、株主総会を開催することが困難な場合においても、株主総会の決議を要さずに剰余金の配当等を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第31条（剰余金の配当等の決定機関）として新設するとともに、現行定款第37条（剰余金の配当）を変更し、あわせて変更案の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。
なお、この定款変更の効力発生後も、株主総会で剰余金の配当等を決議することができることに変わりはありません。
- (6) 他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。
- (7) 本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. 監査役3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none">② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。③ (条文省略)	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> (削除)3. 会計監査人 <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none">② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u>③ (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則) 第11条 当会社における株主権行使の手続その他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株式取扱規則) 第10条 当会社における株主権行使の手続その他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">③ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数) 第27条 当会社の監査役は、3名以上とする。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第22条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任方法) 第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(補欠監査役の予選の効力) 第29条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削除)
<p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会規定) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役との責任限定契約) <u>第35条</u> 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>36条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員) <u>第27条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) <u>第28条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規定) <u>第29条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>30条</u> (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第31条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日を基準日として期末配当をすることができる。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>附則 (取締役の任期に関する経過措置)</p> <p>第1条 第20条の規定にかかわらず、2022年3月29日開催の第130回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023年12月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本条は、当該期日経過後、これを削除する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第32条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>附則 (削除)</p> <p>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第1条 第132回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であったものを含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役松田剛一、鳥養雅夫、福岡敏夫の3氏は任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、本定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号 1 まつ だ ごう いち
松 田 剛 一

再任

生年月日

1967年2月13日

所有する当社株式の数

18,231株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 日本たばこ産業株式会社入社
2009年1月 同社食品事業本部飲料事業部 企画部長
2009年6月 ジェイティ飲料株式会社 取締役
2010年7月 日本たばこ産業株式会社飲料事業部 企画部長
2012年7月 同社飲料事業部 調査役
2012年7月 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス
取締役執行役員
2013年6月 日本たばこ産業株式会社執行役員 飲料事業部長
2013年6月 ジェイティ飲料株式会社 取締役
2016年1月 日本たばこ産業株式会社執行役員 医薬事業副部長
2017年1月 同社医薬事業部 顧問
2017年3月 当社取締役 医薬営業副グループリーダー兼
営業企画部長
2019年3月 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

当社親会社の飲料事業部門の子会社の取締役、当社親会社の執行役員及び当社取締役を歴任した後、当社代表取締役社長を務め、会社経営全般に関する豊富な経験や見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

こん どう のぶ まさ
近 藤 紳 雅

新任

■ 生年月日

1968年9月28日

■ 所有する当社株式の数

4,106株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月	日本たばこ産業株式会社入社
2012年7月	同社CSR推進部長
2015年10月	同社医薬事業部事業企画部 調査役
2016年1月	同社医薬事業部事業管理部 調査役
2016年3月	当社経営企画部長
2019年3月	執行役員 企画・支援グループリーダー兼経営企画部長
2019年10月	執行役員 企画・支援グループリーダー
2020年3月	常務執行役員 企画・支援グループリーダー（現任）

取締役候補者とした理由

当社及び当社親会社の経営企画部門等における豊富な業務経験を通じて、会社経営全般に関する高い見識を有しております。また、これまで当社執行役員として会社経営に参画しております。これらの経験や見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松田剛一氏は、2017年3月23日まで、当社の親会社である日本たばこ産業株式会社の使用人でありました。過去10年間の親会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 近藤紳雅氏は、2019年3月26日まで、当社の親会社である日本たばこ産業株式会社の使用人でありました。過去10年間の親会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。現在、当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されるとともに、各取締役候補者が選任された場合、各取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当
1	まつむらたかはる 松村卓治	新任	社外取締役 独立役員 監査役
2	真鍋美穂子 (マナベミホコ)	新任	社外取締役 独立役員
3	ふじたけんいち 藤田研一	新任	社外取締役 独立役員

候補者
番号

1

まつ まつ
松 村
むら 村
たか たか
卓 卓
はる はる
治 治

新任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日

1970年3月11日

■ 所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月	弁護士登録（東京弁護士会）
2002年6月	新東京法律事務所（事務所統合により、後にビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業））入所
2010年4月	ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）パートナー
2015年4月	事務所統合により、アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）パートナー（現任）
2017年4月	株式会社プロライフグループ（現、株式会社LogProstyle Group）社外監査役（現任）
2018年3月	当社社外監査役（現任）
2022年6月	株式会社文化放送 監査役（現任）
2023年6月	株式会社モスフードサービス 社外監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として経験を重ね、豊富な専門知識を有しております。また、これまで当社の社外監査役として、取締役会や中期経営計画の策定等、経営戦略に関する議論の場にも参画し、当社の業務内容及び当社の属する医薬品業界について深い知識を習得しております。これらの経験や知識等を活かし、監査等委員である社外取締役として経営に参画し、取締役会における発言等を行うことにより経営の監督・監査の役割を果たしていただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2 真鍋 美穂子 (マナベ ミホコ)

新任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日

1958年11月3日

■ 所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年6月	日商岩井米国会社（現、双日米国会社）入社
1988年5月	Moody's Investors Service, Inc. 入社
2013年5月	同社 シニアバイスプレジデント
2017年5月	ムーディーズ・ジャパン株式会社 アソシエイトマネジングディレクター
2019年1月	同社 取締役
2023年10月	財務コンサルタント（個人事業主）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

格付け会社における長年の業務経験により、財務及び会計に関する高い見識や豊富な国際経験を有しており、また、格付け会社の日本法人においては取締役を務め、会社経営全般に関する高い見識も有しております。これらの経験や見識を活かし、監査等委員である社外取締役として経営に参画し、取締役会における発言等を行うことにより経営の監督・監査の役割を果たしていただくこと、また、経営に多様な価値観が反映されることを期待し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

ふじ 藤
た 田
けん 研
いち 一

新任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日

1959年3月18日

■ 所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	アルプス電気株式会社（現、アルプスアルパイン株式会社）入社
1994年6月	Alpine Electronics GmbH（現、Alps Alpine Europe GmbH）取締役
2001年6月	株式会社三和総合研究所（現、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）企業戦略部長兼プリンシパルコンサルタント
2007年9月	シーメンス・ヴィーディーオー・オートモーティブ株式会社（現、コンチネンタル・オートモーティブ・ジャパン株式会社）代表取締役兼CEO
2009年10月	Siemens AG エナジーセクター事業開発ディレクター
2011年10月	シーメンス・ジャパン株式会社（現、シーメンスヘルスケア株式会社）専務執行役員エナジーセクターリード
2014年10月	同社 専務執行役員パワー&ガス事業本部長、パワージェネレーション・サービス事業本部長、風力発電&再生可能エナジー事業本部長
2016年10月	シーメンス株式会社 代表取締役社長兼CEO、パワー&ガス事業本部長、パワージェネレーション・サービス事業本部長
2018年3月	同社 代表取締役社長兼CEO、エナジーマネジメント事業本部長、モビリティ事業本部長
2020年10月	同社 代表取締役会長
2021年1月	株式会社K-BRIC（現、株式会社K-BRIC&Associates）代表取締役社長（現任）
2021年3月	ENECHANGE株式会社 社外取締役（現任） （2024年3月28日退任予定）
2023年3月	株式会社アウトソーシング 社外取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

事業会社における長年の業務経験により、豊富な国際経験を有しており、また、グローバル企業の日本法人における代表取締役を務める等、会社経営全般に関する豊富な経験や高い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、監査等委員である社外取締役として経営に参画し、取締役会における発言等を行うことにより経営の監督・監査の役割を果たしていただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注)
1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 各監査等委員である取締役候補者は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は松村卓治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員に指定する予定であります。また、真鍋美穂子氏及び藤田研一氏が選任された場合、当社は各氏を同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 4. 松村卓治氏は、2018年3月28日から当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。
 5. 真鍋美穂子氏は、外国籍の取締役候補者であります。
 6. 当社は、現在、松村卓治氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額としております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されるとともに、同氏が選任された場合には、同氏との間で、同内容の契約を継続する予定であり、また、真鍋美穂子氏及び藤田研一氏が選任された場合には、各氏の間においても同内容の契約を締結する予定であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。現在、当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されるとともに、各監査等委員である取締役候補者が選任された場合、各監査等委員である取締役は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、取締役会につきましては、それぞれの役割・責務に応じた多様な分野の知見、専門性、経験等を備えた、バランスのとれた構成としております。また、当社は、経営の意思決定及び監督と業務執行の分離を目的として、執行役員制度を導入しております。

取締役会及び執行役員の体制の下、企業理念及び中長期事業ビジョン「VISION2030」の実現に向け備えるべき専門性や経験等については、企業経営全般に関する豊富な経験や見識のほか、事業運営の根幹（医薬品の安定供給と品質保証、コンプライアンス）及び事業戦略（既存製品及び開発品の価値最大化、新規導入品の獲得）の遂行の観点から選定しております。

本定時株主総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認された場合における各取締役及び執行役員が備える専門性や経験等は次のとおりです。

	氏名	役職	担当	専門性・経験									資格
				企業経営・ 経営戦略	法・ コンプライアンス 及びマネジメ ント	財務・ 会計	カスタマリ ティ	販 売・ マーケ ティ ング	事業 開発	研究 開発	生産・ 品質保証	国際 経験	
取締役	松田 剛一	代表取締役社長		●	●	●		●	●				
	近藤 紳雅	代表取締役副社長		●	●	●	●						
取締役	松村 卓治	社外取締役			●								弁護士
監査等委員	真鍋美穂子	社外取締役		●	●	●	●					●	CFA
	藤田 研一	社外取締役		●	●	●	●	●	●			●	
執行役員	掛江 敦之	常務執行役員	価値創造グループリーダー	●					●	●		●	
	藤原 勝伸	常務執行役員	医薬営業グループリーダー	●				●					
	西野 範昭	執行役員	信頼性保証グループリーダー	●						●	●		薬剤師
	松田 浩二	執行役員	生産グループリーダー							●	●		薬剤師
	有川伸一郎	執行役員	企画・支援グループリーダー	●	●	●						●	

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である社外取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

くまの ひさし
熊野 尚

補欠社外取締役

独立役員

■ 生年月日

1954年8月14日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月	仙台国税局 採用
2005年7月	東京国税局調査第一部国際調査課国際専門官
2015年7月	麻布税務署 特別国税調査官 退官
2015年8月	税理士登録、熊野尚税理士事務所設立 代表（現任）

■ 所有する当社株式の数

0株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

直接会社経営に関与したことはありませんが、国税職員及び税理士として経験を重ね、税務、財務及び会計に関する豊富な専門知識を有しております。これらの経験や知識等を活かし、監査等委員である社外取締役として経営に参画し、取締役会における発言等を行うことにより当社の経営の監督・監査の役割を果たしていただくことを期待し、新たに補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 熊野尚氏は、熊野尚税理士事務所の代表であり、同事務所は当社と顧問契約を締結しております。なお、当社が当事業年度に同事務所に支払った報酬額の合計は、150万円未満であり、監査等委員である社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではなく、同氏の独立性は十分に確保されているものと判断しております。
2. 熊野尚氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 熊野尚氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されるとともに、熊野尚氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額といたします。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。現在、当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されるとともに、熊野尚氏が監査等委員である社外取締役就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることをご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額3億円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案については、経済情勢、当社の事業規模、他社水準、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数及び今後の動向を総合的に勘案しつつ、独立社外取締役に説明を行い、適切な助言を得る機会を確保したうえで、取締役会で決定したものであることから、相当であるものと判断しております。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は3名ありますが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額90百万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案については、経済情勢、当社の事業規模、他社水準、監査等委員である取締役の職責、員数及び今後の動向を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対する年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の金銭報酬とは別枠にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額66百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることをご承認いただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、第2号議案「定款一部変更の件」が本定時株主総会で原案どおり承認可決されることを条件に、引き続き当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。本議案に基づき、対象取締役に支給する報酬は金銭債権とし、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」でご承認いただく報酬額と別枠にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額66百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたしたいと存じます。

本議案については、監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、その報酬の内容は、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であること、また、独立社外取締役に説明を行い、適切な助言を得る機会を確保したうえで、取締役会で決定したものであることから、相当であるものと判断しております。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。現在の取締役は3名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は2名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される報酬としての金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年33,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものいたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から20年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時等の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問、相談役若しくはこれらに準ずる地位（使用人、顧問、相談役若しくはこれらに準ずる地位の場合、非常勤を除く。）を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、定年又は死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問、相談役若しくはこれらに準ずる地位（使用人、顧問、相談役若しくはこれらに準ずる地位の場合、非常勤を除く。）にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、定年又は死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該承認がなされた日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【ご参考】

対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、引き続き、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

<株主提案（第9号議案から第11号議案まで）>

第9号議案から第11号議案までは、株主様1名（議決権数300個）（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案（以下、「本株主提案」といいます。）によるものであります。

以下の提案の内容（議案の要領）及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所（第11号議案「定款一部変更（CMSを通じた資金運用の検討結果の開示）の件」の提案理由は本提案株主から提出されたその概要）を原文のまま掲載しております。

第9号議案 自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数158万株、取得価格の総額60億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社は1998年に日本たばこ産業株式会社（JT）が当社株式の過半数を取得して以来、研究開発部門をJTに移管して、販売・営業に特化した。当社株式のバリュエーション低迷を鑑みるに、親子間の相乗効果が見込めず、買収当初の目論見が外れたと合理的に推定できる。

米ギリアド・サイエンシズが創製した抗HIV薬品の独占的販売権に関する契約が終了し、売上の柱も失った。顧客は医薬品に関わる情報をウェブ経由で入手しやすくなり、MR（医薬情報担当者）を擁する販売・営業事業の競争力自体が揺らいでいる。当社は新たな事業モデルを希求する局面に入ったが、ギリアドとの契約が終了して、400億円超の特別利益を得た2019年12月期を除く、過去10年間の平均株主資本利益率（ROE）は3%程度に過ぎない。一方で、運用資産を貯めこみ続けた結果、当社のPBR1倍割れが続いている。

当社の自己資本比率は2023年9月末で約90%と過去最高水準にある。今後も過年度並みの利益規模が継続し、100%の配当性向を続けたとしても、過剰資本と低リターンでの運用資産を抱えたままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できない。

このため、抜本的な自社株買いが必要となる。上述のとおり、現預金や本業に資さない運用資産が時価総額の約8割あるため、自己株式の取得原資は十分過ぎるほどある。提案した株式総数は、当社株式の過去1年の売買高の20%に相当し、流動性の観点からしても、市場が十分に吸収できる合理的な水準である。

当社取締役会の意見

反 対 当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

当社は、2023年12月28日に開示した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を含む企業価値向上に向けた取り組みについて*」の中で、今後の取り組みとして中長期事業ビジョン「VISION2030」目標の達成、そして以降の持続的成長を確実なものとするべく、「既存製品及び開発品の価値最大化」並びに「新規導入品の獲得」に注力することとしています。特に「新規導入品の獲得」については、当社のように研究開発機能が限定的である会社が存続・成長し続けていくためには必要不可欠であり、パイプラインの現状や開発リスク等を勘案したうえで、質・量ともに十分な導入品獲得を目指してまいります。

導入品獲得においては、十分な手元資金を持ち機動的に拠出できることが重要な要素となることに加え、導入後の開発に失敗のリスクが存在すること、収益化までの期間が長いことから、手元資金を優先的に活用することとし、かかる事業投資を通じて持続的に売上・利益を成長させることにより、資本コストも意識した中長期的な企業価値向上を目指していきます。具体的には、2023年から2027年までの5年間を集中的な事業投資期間と位置づけ、目安として400億円程度を導入品獲得等の事業投資に活用していく考えです。2023年度においては、新規導入品を2件獲得（NAC-GED-0507, GRAZAX）することができ、また、事業投資としては、総額50億円超の投資を実行・意思決定しました。

また、当社は、株主還元を重要経営課題の一つと認識し、継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としつつ更なる株主還元策の充実を図っていく考えであり、業績や投資の進捗等を勘案しながら中長期的なDOEの向上に努め、将来的に同業他社と遜色のないDOE水準（現時点では3.5%程度）を目指してまいります。この考えにもとづき、足下の業績、中長期の事業見込み、開発の進捗、導入品の獲得状況等を総合的に勘案しつつ、安定的・継続的な配当と中長期的な企業価値向上に向けた積極的な事業投資を両立できる配当水準について検討を重ねた結果、当社は、年度通期の1株当たりの配当金を2021年度48円から2022年度100円に増配しました。2023年度においても同様の検討を行った結果、前述のとおり新規導入品について進捗があったこと及び新薬開発の推進が順調に進捗（JTE-061の製造販売承認申請の実施、TO-208の第Ⅲ相臨床試験の試験速報結果）したこと等により、将来の成長確度が上昇したことを踏まえ、本株主総会で当社から提案する剰余金処分の議案において2023年度期末の1株当たりの配当金を70円とすることを提案させていただく予定です。この議案が可決されれば、2023年度の通期の1株当たりの配当金は120円となり、2022年度から20円の増配となります。

自己株式の取得については、事業環境や投資の進捗等を総合的に勘案した上で実施を検討することにしており、株主還元策の選択肢の一つと認識していますが、当社が置かれている事業環境の下で、将来の持続的成長を確実にするためには、新たな導入品の獲得に向けた積極的な事業投資が必要不可欠であり、機動的な投資実行のために十分な手元資金の確保が必要と考えております。

一方で、本株主提案にかかる自己株式の取得は、医薬品事業の特性や当社の積極的な事業投資の必要性を考慮しておらず、導入をはじめとする中長期的な事業投資の成果実現を困難にするリスクが憂慮されることから、結果として中長期的な企業価値向上に繋がらないと判断いたします。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

*詳細は、当社ホームページの「企業価値向上に向けた取り組み」(<https://www.torii.co.jp/ir/value/>)をご参照下さい。

第10号議案 定款一部変更（代表権を有する取締役の個別報酬の開示）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新設)	(取締役の報酬等) 第25条 (省略) ② <u>代表権を有する取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。</u>

(2) 提案の理由

JTの上場子会社となった1998年以来、当社はJT出身者をトップとして受け入れ続けたが、松尾紀彦氏、高木正一郎氏、松田剛一氏などJTから天下ってきた代表取締役社長らは、医薬品事業そのものに関する豊富な知見を有しているようには見受けられない。「天下り」はキャピタル・アロケーションを無視し、PBRの1倍割れを放置してきた。一方で、JTの指名権の内容や、医薬品事業の専門家ではないJT出身者をあえて選任した理由等も非開示である。

当社が2023年12月に開示したコーポレート・ガバナンス報告書によれば、取締役の報酬については、「外部機関による報酬調査などの客観的なデータや当社社員の報酬水準とのバランス等を考慮し報酬水準を決定するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合について決定します」とあり、業務執行取締役の報酬は、「役位別に月額報酬と賞与で構成します。賞与は、個人評価に連動する部分と、業績に連動する部分で構成します。」とし、「当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）は譲渡制限付株式報酬制度の対象とします」とする。

コーポレートガバナンス・コードは、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」と定めるが（2021年6月版 補充原則4-2①〔16頁〕）、当社においては、PBRの1倍割れの恒常化に鑑みると、当社の報酬体系は少数株主の利益を実現するインセンティブとはなっていない可能性が高いため、「天下り」である代表権を有する取締役の個別報酬の開示が必要である。

当社取締役会の意見

反 対 当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

当社の代表取締役を含む取締役の個人別の各報酬の内容については、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において決定方針（以下、「本決定方針」といいます。）を定めており、本決定方針等に従い、以下のとおり、適切なプロセスを経て決定されます。

- 取締役の報酬については、役位別に報酬額を定めておりますが、報酬水準の決定に当たっては、外部機関による報酬調査などの客観的なデータや当社社員の報酬水準とのバランス等を考慮しております。
- 業務執行取締役の報酬は、役位別に構成する月額報酬と賞与、及び譲渡制限付株式報酬から構成されますが、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう、月額報酬、個人評価反映部分と業績連動部分で構成する賞与、及び譲渡制限付株式報酬の割合について決定を行います。現在の代表取締役の報酬は、単年のインセンティブである賞与の割合は約20%、中期のインセンティブである譲渡制限付株式報酬の割合は約15%となっております。
- 月額報酬額及び賞与額は、本決定方針等に基づき、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会で承認された報酬額の範囲内で、個人別に決定することとし、その具体的な金額及び支給時期については代表取締役社長である松田剛一に一任されますが、当該決定が適切に行われるよう、事前に独立社外取締役に各報酬額を説明し、承認を得ることとしております。
- 譲渡制限付株式報酬については、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会で承認された内容に基づき、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分を取締役会において決定することとされております。そして、当社取締役会は、独立社外取締役が過半数を占め、また、独立社外取締役は、譲渡制限付株式報酬の支給対象とはならないことから、譲渡制限付株式報酬の各対象取締役への具体的な支給時期及び配分の決定に当たっては、独立社外取締役を含む取締役会によって、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブという観点から適正な判断がなされる仕組みを確保しております。

また、当社は、事業報告及び有価証券報告書において、本決定方針の概要や役員区分ごとの報酬総額、譲渡制限付株式報酬を含む種類別の報酬総額の開示を含む取締役報酬に関する適切な開示を行っています。

更に、当社は、監査等委員会設置会社への移行を予定しておりますが、支配株主からの独立性や少数株主保護の観点から、引き続き、取締役会の過半数を独立社外取締役で構成する体制にするとともに、従来取締役全員で議論・検討していた取締役の指名・報酬について、手続きの透明性・客観性・公平性をさらに向上させ、かつ、審議をより充実させる観点から、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役のみで構成する指名・報酬諮問委員会を設置する予定です。

本議案は、代表権を有する取締役の報酬について個別に報酬額等を開示する旨の規定を定款に新設することを求めるものですが、前述のとおり当社取締役の報酬は、企業価値向上を実現するインセンティブを考慮し適切なプロセスを経て決定され、かつ適切な開示が行われています。また、独立社外取締役のみで構成される指名・報酬諮問委員会の設置を通じて、プロセスの客観性・透明性・公平性を更に高めていく予定です。また、そもそも個別事項の開示についての規定は、会社の根本規則である定款の規定にならないことから、不適当であると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新設)	<p>第7章 <u>CMSを通じた資金運用の検討結果の開示</u></p> <p><u>(CMSを通じた資金運用の検討結果の開示)</u></p> <p>第39条 当社は、<u>キャッシュマネジメントシステム (CMS) を通じた資金運用の必要性等</u>について取締役会で検討を行い、<u>当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、その検討結果を具体的に開示するものとする。</u></p>

(2) 提案の理由（概要）

当社は、2023年9月末時点で、39億円の金額を親会社がグループの資金を集中管理するCMS経由でJTに預託している。CMSの存在は、キャピタル・アロケーションの観点から、キャッシュを適切に活用する機会を当社が無為に戻上する役割を果たしており、当社のPBR1倍割れが長期化している原因の一つである。CMSのリターンは当社の資本コストを下回っている公算が大きい。

当社は、このような多額のキャッシュをJTに提供していることの意義や必要性について、少数株主保護の観点から十分な説明を行っていない。CMSは子会社の少数株主の利益を害する可能性のある取引と指摘されてきた（会社法制部会第20回会議 2012年5月開催）。経済産業省の第13回コーポレート・ガバナンス・システム研究会（2019年1月開催）も、「上場子会社において利益相反が生じうる具体的な場面」（資料4）の一例として、CMSを指弾する。

CMSが子会社の少数株主の利益を害する可能性があるからこそ、東京証券取引が公表した「支配株主及び実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社における少数株主保護の在り方等に関する中間整理」（2020年9月1日）でも、「支配株主の企業グループのキャッシュマネジメントシステムを通じた貸付金や預け金など、支配株主・支配的な株主を有する上場会社と投資者との間でその意義に関する認識が異なりうる取引などについても、上場会社による情報開示の充実が重要」（8頁注14）とされ、東京証券取引所が公表した「少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の充実」（2023年12月26日）でも、親会社を有する上場会社のコーポレート・ガバナンス報告書において情報開示を充実すべき項目として「親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針」が挙げられ、この中で、「親会社との間で資金管理を行っている場合（親会社のキャッシュ・マネジメント・システムへの参加など）は、その意義」を記載すべきとする。

当社取締役会の意見

反 対 当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

当社は、独立社外取締役が過半数を占める取締役会においてキャッシュ・マネージメント・システム (CMS) の利用意義・利用状況について定期的に確認・検討を行っており、法令に従った適切な開示を行っています。CMSの利用方針については、「資金決済等の手段として、手数料等を勘案のうえ有利な取引先の一つとして、当社独自の判断で活用する。また、資金決済口座としての用途に照らし、CMSを利用することのメリット（支払手数料の軽減、有利な為替レートでの為替予約等）も勘案の上、必要となる限度額で活用する。」こととし、その内容を2023年3月にコーポレート・ガバナンス報告書で開示しております。当該開示内容については、東京証券取引所が公表した「少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の充実」（2023年12月26日付）に沿った内容となっております（なお、当社の開示については、東京証券取引所による「少数株主保護及びグループ経営に関する開示例」の参考事例の一つとして紹介されております。）。

また、当社は2023年度末までに資金決済口座としての利用目的のために必要な額までCMSを通じた資金運用額を削減していく方針の下、2022年12月31日時点での当社CMSの残高額11,217百万円から、2023年12月31日時点で3,677百万円まで削減（67.2%減）しております。

今後も、CMSの利用意義や利用状況について取締役会において定期的に確認・検討を行うとともに、株主・投資家の理解を深めていただくべく、親会社との取引として適切な情報開示を行ってまいります。

本議案は、経営にかかる個別の事項である手元資金の運用の検討結果を開示する旨の規定を定款に新設することを求めるものですが、当社においては前述のとおり、CMSの利用意義・利用状況について取締役会において確認・検討し、開示をした上で適切な利用を行っております。また、そもそも個別事項の開示についての規定は、会社の根本規則である定款の規定になじまないことから、本議案は不適當であると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度の医薬品業界を取り巻く事業環境は、研究開発の高度化・難化による投資リスクが増大する中で、ウクライナ・中東情勢等の地政学リスクの高まりに伴う資源・原材料価格の高騰、急激な円安進行に伴う物価上昇に加え、医療費抑制策としての薬価制度の改革（毎年薬価改定等）、後発品の使用促進の影響等により大変厳しいものとなりました。

このような状況の下、当社では、「中期経営計画2023-2025」*を策定し、中長期事業ビジョン「VISION2030」の実現に向けて、成長戦略の各施策とステークホルダーからの信頼維持策に取り組んでまいりました。

※「中期経営計画2023-2025」2023年度の進捗状況につきましては、「(5) 対処すべき課題」に記載しております。

当事業年度の経営成績につきましては、以下のとおりです。

区分	第131期 2022年度	第132期 2023年度 (当事業年度)	増減額	増減率
売上高 (百万円)	48,896	54,638	5,742	11.7%
営業利益 (百万円)	5,540	5,035	△504	△9.1%
研究開発費控除前営業利益 (百万円)	7,201	8,526	1,324	18.4%
経常利益 (百万円)	5,537	5,307	△229	△4.1%
当期純利益 (百万円)	3,944	4,119	175	4.4%

※中期経営計画の利益面の計数指標としては、将来の導入品獲得に向けて、当面は研究開発投資を積極的に実施することから、研究開発費控除前営業利益を設定しております。

(売上高)

売上高は、薬価改定による減少があったものの、アレルギー領域、皮膚疾患領域における販売数量の伸長等により、54,638百万円と前事業年度に比べ5,742百万円（11.7%）増加しました。

各フランチャイズ領域における主要な製品・商品の販売状況につきましては、以下のとおりです。

- ・腎・透析領域におきましては、「リオナ錠（高リン血症治療剤、鉄欠乏性貧血治療剤）」が7,515百万円と前事業年度に比べ575百万円（8.3%）増加しましたが、「レミッチ（透析患者における経口そう痒症改善剤）」は後発品の影響に加えて薬価改定もあり2,725百万円と前事業年度に比べ811百万円（22.9%）減少しました。
- ・皮膚疾患領域におきましては、「コレクチム軟膏（外用JAK阻害剤）」は小児向け処方を含む販売数量の伸長により7,450百万円と前事業年度に比べ1,981百万円（36.2%）増加し、「アンテベート（外用副腎皮質ホルモン剤）」は4,533百万円と前事業年度に比べ538百万円（13.5%）増加しました。
- ・アレルギー領域におきましては、アレルギー免疫療法のさらなる普及により「シダキュア スギ花粉舌下錠（アレルギー免疫療法薬）」は11,356百万円と前事業年度に比べ1,748百万円（18.2%）増加し、「ミティキュア ダニ舌下錠（アレルギー免疫療法薬）」は10,148百万円と前事業年度に比べ1,454百万円（16.7%）増加しました。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

費用面におきましては、売上原価は販売数量が伸長したほか、仕入単価の上昇及び為替影響等により29,847百万円と前事業年度に比べ4,330百万円（17.0%）増加し、販売費及び一般管理費は主にライセンス契約一時金の支払により研究開発費が大幅に増加したことから19,755百万円と前事業年度に比べ1,916百万円（10.7%）増加しました。

(営業利益、経常利益、当期純利益)

以上の結果、営業利益は5,035百万円と前事業年度に比べ504百万円（9.1%）減少、経常利益は営業外収益の有価証券利息が増加したほか、前事業年度において営業外費用に製造委託契約の解約違約金を計上していたこと等により5,307百万円と前事業年度に比べ229百万円（4.1%）減少しました。当期純利益は政策保有株式の縮減に伴い特別利益の投資有価証券売却益が増加したほか、「研究開発税制」の適用に基づく法人税等の低減等により4,119百万円と前事業年度に比べ175百万円（4.4%）増加しました。

なお、研究開発費控除前営業利益は8,526百万円と前事業年度に比べ1,324百万円（18.4%）増加しました。

(2) 研究開発・導入活動

当社は、親会社である日本たばこ産業株式会社（以下、「JT」）と医薬事業の研究開発に係る機能分担を行っており、新規化合物の研究開発機能はJTに集中しております。また、当社は、JTと連携して新規導入品の探索及び開発も実施しております。

当事業年度の研究開発費の総額は3,490百万円です。

なお、研究（共同）開発・導入活動の主な進捗及び成果につきましては、以下のとおりです。

(皮膚疾患領域)

尋常性ざ瘡治療薬「NAC-GED-0507」

- ・2023年1月、当社は、Nogra Pharma Limited（以下、「Nogra社」）と、Nogra社が開発を進めてきた「NAC-GED-0507」について、尋常性ざ瘡を対象とした日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結しました。本契約の締結により、日本国内における「NAC-GED-0507」の開発及び上市後の販売・プロモーション活動については当社が独占的に行うこととなります。

外用JAK阻害剤「コレクチム軟膏」（一般名：デルゴシチニブ、開発番号：JTE-052）

- ・2023年1月、JTと日本国内における共同開発及び販売に関する契約を締結した「コレクチム軟膏」につきまして、乳幼児アトピー性皮膚炎患者を対象とした国内第Ⅲ相臨床試験の結果を反映し、添付文書を改訂しております。

アシル炭化水素受容体（AhR）モジュレーター「JTE-061」（一般名：tapinarof）

- ・2023年8月、JTと日本国内における共同開発及び販売に関する契約を締結した「JTE-061」につきまして、小児アトピー性皮膚炎患者（2歳以上12歳未満）を対象とした国内第Ⅲ相臨床試験を開始しております。
- ・2023年9月、「JTE-061」につきまして、アトピー性皮膚炎（12歳以上）及び尋常性乾癬を適応症として、JTが日本国内における製造販売承認申請を実施しております。

皮膚疾患治療薬「TO-208」（Verrica Pharmaceuticals Inc. 開発番号：VP-102）

- ・2023年12月、Verrica Pharmaceuticals Inc.と日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結した「TO-208」につきまして、伝染性軟属腫を適応症とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験の速報結果を得ました。得られた速報結果では、有効性の主要評価項目について、プラセボに対する「TO-208」の優越性が確認されました。また、安全性について確認し、特に大きな問題は認められませんでした。今後、本試験と並行して実施中の他の臨床試験の成績等をもとに、日本国内における製造販売承認申請を目指します。

(アレルギー領域)

イネ科花粉症アレルギー免疫療法（舌下免疫療法）薬「GRAZAX」

- ・2023年12月、当社は、ALK-Abelló A/S（以下、「ALK社」）とALK社が保有する、イネ科花粉を原因抗原とする花粉症を対象としたアレルギー免疫療法（舌下免疫療法）薬「GRAZAX」について、日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結しました。本契約の締結により、日本国内における「GRAZAX」の開発及び上市後の販売・プロモーション活動については当社が独占的に行うこととなります。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度において、総額で478百万円の設備投資等を行いました。

有形固定資産は168百万円、無形固定資産は52百万円及び長期前払費用は257百万円であり、主な内容は業務の効率化等を目的とするシステム関連への投資です。

(4) 資金調達の状況

当事業年度において、増資又は社債の発行等による資金調達は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

<企業理念>

当社は、長い歴史の中で培ってきた企業風土や各ステークホルダーからの信頼を受け継ぎつつ、将来へ向けても変わらない当社の志を「鳥居薬品の志」と定め、企業理念としております。

また、当社従業員が中心となり策定した「TORII's POLICY」を「鳥居薬品の志」の実現のために大切にする価値観として位置づけるとともに、各ステークホルダーへの責任をバランスよく果たし、満足の総和を高めていくことを表す「4Sモデル」を経営の基本的考え方と位置づけ、「鳥居薬品の志」の実現に向けて取り組んでおります。

1) 企業理念：鳥居薬品の志

患者さんとそのご家族や医療に携わる方々に誠実に向き合い、
患者さんの健康回復と、病に縛られない豊かで笑顔多い人生に貢献する

長い歴史の中で培った皆様からの信頼を受け継ぎながら、
時代や環境に合わせて柔軟に変革・進化し、
私たちがだからこそ出来る医療への貢献に挑戦し続ける

2) 大切にしている価値観：TORII's POLICY

- ・つながる“ひと”すべてを大切に
- ・誠実・まじめがトリイのトリエ
- ・全員当事者 脱・評論家
- ・新しいことでもおそれずにやってみよう
- ・すべての経験を糧に、私たちは成長し続ける

3) 経営の基本的考え方：4Sモデル

私たちは、高品質の事業活動によって生み出される資金を循環／拡大することを通じて、お客様、株主、社会、社員の四者に対する責任をバランス良く果たし、満足の総和を高めていきます。

CS (Customer Satisfaction)：お客様に対する責任

より良い薬、正しい情報を医療関係者を通じて患者さんに提供することにより、人々のQOL (Quality Of Life) 向上に貢献するように努めます。

IS (Investor Satisfaction)：株主に対する責任

適時適切に会社情報を開示するとともに、適正な利潤の還元と企業価値の増大を図るように努めます。

SS (Social Satisfaction)：社会に対する責任

高度な倫理観を保持し、社会要請に応じた事業活動を通じて、より良き企業市民となるように努めます。

ES (Employee Satisfaction)：社員に対する責任

個々人を尊重し、成長の機会を均等に与え、公正な評価に基づく処遇を推進することにより、働きがいを実感できるように努めます。

<中長期事業ビジョン「VISION2030」>

当社は、企業理念である「鳥居薬品の志」を実現するために、2030年に向けて当社が目指す姿として「VISION2030」を策定しております。

【中長期事業ビジョン：VISION2030】

医療ニーズを深く理解し、その充足のために
 高い専門性と機動力を持って
 関係する皆様との共創を最適な形で進め、
 価値ある新薬を見だし届ける
 存在感のある製薬企業

【計数目標の更新】

既存製品及びJTE-061の売上予測の見直し、並びに新規導入品の獲得及び新薬開発が順調に進捗していることから、以下のとおり、「VISION2030」の売上高については、上方修正するとともに、営業利益については、2030年時点で、2032年の過去最高益（133億円）更新が射程に入っている状態を目指します。

【VISION2030】の計数目標	
更新前	更新後
売上高 過去最高の売上高（641億円） ^{*1} を更新する	売上高 800億円超
営業利益 過去最高益（133億円） ^{*2} 更新を射程に入れる	営業利益 2032年の過去最高益（133億円） ^{*2} 更新を射程に入れる

※1：過去最高の売上高 641億円（2017年12月期）

※2：過去最高の営業利益 133億円（2001年3月期）

「VISION2030」の実現と、以降の持続的成長を確実なものとするべく、導入に向けた事業投資に従来以上に積極的に取り組むとともに、製品の価値を正しく医療関係者や患者さんに伝えるための社内体制整備や能力向上に取り組んでいく考えです。

引き続き、以下2点を事業戦略とし、これに基づき中期経営計画の各施策を実施しております。

- 1) 導入活動の強化
- 2) 製品価値最大化のための仕組み作り

② 中期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

<「中期経営計画2023-2025」2023年度の進捗状況>

当社は、2023年度から2025年度までの3ヶ年を対象期間とする「中期経営計画2023-2025」を策定し、中長期事業ビジョン「VISION2030」の実現に向けて、成長戦略の各施策とステークホルダーからの信頼維持策に取り組んでおります。進捗状況は、以下のとおりです。

計数指標の進捗状況

2023年度 当初計画	2023年度 実績	増減額
売上高	売上高	+37億円
509億円	546億円	
営業利益 (研究開発費控除前) ^{**}	営業利益 (研究開発費控除前) ^{**}	+8億円
76億円	85億円	

※中期経営計画の利益面の計数指標としては、将来の導入品獲得に向けて、当面は研究開発投資を積極的に実施することから、研究開発費控除前営業利益を設定しております。

医薬品業界を取り巻く事業環境は、研究開発の高度化・難化による投資リスクが増大する中で、ウクライナ・中東情勢等の地政学リスクの高まりに伴う資源・原材料価格の高騰、円安を背景とした物価上昇に加え、薬価制度の改革（毎年薬価改定等）、後発品の使用促進の影響等、厳しい事業環境が継続しましたが、「中期経営計画2023-2025」において計画していた各諸施策を着実に遂行し、売上高は546億円、営業利益（研究開発費控除前）は85億円とそれぞれ当初計画を上回ることができました。

また、新規導入品を新たに2件（NAC-GED-0507, GRAZAX）獲得するとともに、新薬開発の推進（JTE-061, TO-208）が計画通り進捗する等、中長期事業ビジョン「VISION2030」目標の達成、そして以降の持続的成長に向けた各施策についても着実に取り組んでおります。

主要施策の主なトピック（2024年2月9日時点）

成長戦略

- 成長期新薬の売上高は着実に伸長
 - ✓ 計数指標である「売上高」は前年度比2桁成長
- JTE-061開発が順調に進捗
 - ✓ 小児アトピー性皮膚炎患者（2歳以上12歳未満）を対象とした国内第Ⅲ相臨床試験を開始（2023年8月）
 - ✓ アトピー性皮膚炎及び尋常性乾癬を適応症として日本国内における製造販売承認申請をJTが実施（2023年9月）
- TO-208開発が順調に進捗
 - ✓ 伝染性軟属腫を適応症とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験の速報結果を公表（2023年12月）
- 新規導入品の獲得
 - ✓ 尋常性ざ瘡治療薬
Nogra社 NAC-GED-0507（2023年1月）
 - ✓ イネ科花粉症に対するアレルギー免疫療法薬
ALK社 GRAZAX（2023年12月）

ステークホルダーからの信頼維持

- シダキュア安定供給
 - ✓ 厚生労働省より安定供給に向けた取り組み要請（2023年5月）
 - ✓ スギ花粉の調達を一元的に担当する部門として、「原料調達部」新設（2023年8月）
 - ✓ 原薬製造設備の設備投資を意思決定（2025年稼働開始予定）
- コーポレートガバナンスの強化
 - ✓ 2024年3月の株主総会承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを取締役会で決議（2023年11月）
- サステナビリティへの取り組み
 - ✓ サステナビリティに関する基本方針策定、マテリアリティの特定、社外公表（2023年2月）
 - ✓ マテリアリティと事業戦略、中期経営計画主要施策等とのかかわりを整理

<「中期経営計画2024-2026」の概要>

1) 「中期経営計画2024-2026」の策定

当社は、中長期事業ビジョン「VISION2030」の達成に向け、2024年度から2026年度を対象期間とする「中期経営計画2024-2026」を策定しました。「VISION2030」の実現に向けて、前中期経営計画に引き続き成長戦略の各施策とステークホルダーからの信頼維持策に取り組んでまいります。

2) 「中期経営計画2024-2026」主要施策

(1) 成長戦略	(2) ステークホルダーからの信頼維持
1. 成長期新薬の普及・育成・価値最大化 (エナロイ, リオナ, コレクチム, JTE-061, シダキュア, ミティキュア, オラデオ) 2. 新薬開発の推進 (TO-208, NAC-GED-0507, GRAZAX) 3. 新規導入品の獲得 4. 経営戦略に沿った人事制度等の整備と働き方改革 5. 企業風土改革	1. 安定供給体制の整備・強化 2. 薬事規制の遵守と品質保証 3. コンプライアンスの強化 4. コーポレートガバナンスの充実 5. サステナビリティへの取り組み

3) 計数指標

「VISION2030」の目指す姿の実現に向け、「中期経営計画2024-2026」の計数指標としては、引き続き売上高及び研究開発費控除前の営業利益を設定します。

2024年度 予想	2026年度 ガイダンス ^{※2, ※3}	VISION2030の 目指す姿 ^{※3}
売上高	売上高	売上高
586億円	630~660億円	800億円超
営業利益 (研究開発費控除前) ^{※1}	営業利益 (研究開発費控除前) ^{※1}	営業利益 ^{※4}
92億円	90~100億円	2032年の過去最高益 ^{※4} 更新を射程に入れる

※1：中期経営計画の利益面の計数指標としては、将来の導入品獲得に向けて、当面は研究開発投資を積極的に実施することから、研究開発費控除前営業利益を設定しております。

- ※ 2：現時点での会社としての概算額を示す参考値であり、達成を目指す目標として位置づけるものではありません。
- ※ 3：中長期的な業績に影響を与えるリスクとして、シダキュア、ミティキュアについて、直近の売上高の伸長が続いた場合、今後数年以内に市場拡大再算定（薬価引き下げ）を受ける可能性がございます。当該リスクについては2026年度ガイダンス及び「VISION2030」に一定の想定の上、織り込み済みです。
- ※ 4：「VISION2030」計数目標としては、2030年以降も研究開発投資を継続的に実施するものの、集中的な投資は一定程度完了している予定であることから、営業利益を指標として設定しております。過去最高の営業利益 133億円（2001年3月期）

③ 企業価値向上に向けた取り組み

1) 企業価値向上に向けた目標と取り組みについて

2023年12月28日付「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を含む企業価値向上に向けた取り組みについて」にて開示のとおり、当社は、更なる企業価値向上を実現するために、以下の目標を設定し、中長期事業ビジョン「VISION2030」の目指す姿の実現、ROE（自己資本利益率）の改善、株主還元、コーポレートガバナンスの充実等、様々な取り組みを実施しております。

※具体的な取り組みについては当社ホームページの「企業価値向上に向けた取り組み」(<https://www.torii.co.jp/ir/value/>)をご参照ください。

目標
(1) 中長期事業ビジョン「VISION2030」計数目標の達成 (「売上高：800億円超」, 「営業利益：2032年の過去最高益（133億円）更新を射程に入れる」)
(2) 2030年以降、早期にROE 8%以上を実現 (なお、具体的なROE目標値と達成時期は、集中的な事業投資が一定程度進捗し、中長期的な成長を見通すことが可能となる時期にお示しする予定です)
(3) 事業投資を通じた売上及び利益成長を重視しつつ、同業他社と遜色のないDOE水準（現時点では3.5%程度）を実現 (なお、具体的な目標達成時期は、集中的な事業投資が一定程度進捗し、中長期的な成長を見通すことが可能となる時期にお示しする予定です)

2) 株主還元について

当社は、株主の皆様に対する適正な利潤の還元を経営の重要課題と認識しております。株主還元については、継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としつつ、事業投資を通じた中長期的な企業価値の向上を実現することが株主の期待に応えることになると認識しております。

2023年度の配当につきましては、「中期経営計画2023-2025」の2023年度の主要施策の進捗として、新薬開発の推進が順調に進捗（JTE-061の製造販売承認申請の実施、TO-208の第Ⅲ相

臨床試験の試験速報結果)、新規導入品を2件獲得(NAC-GED-0507, GRAZAX)したこと等により、中長期の業績の見通しとして将来の成長確度が上昇したことを踏まえ、株主還元の充実を図るという考えの下、1株当たり年間120円とすることといたしました。

また、2024年度の配当につきましても、上記方針・考え方の下、1株当たり年間120円の配当を実施する予定です。

なお、株主還元につきましては、引き続き継続かつ安定的な配当の実施を基本方針としつつ更なる充実を図る考えであり、今後、業績や投資の進捗等を勘案しながら中長期的なDOE(株主資本配当率)の向上に努め、将来的に同業他社と遜色のないDOE水準(現時点では3.5%程度)を目指してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第129期 2020年度	第130期 2021年度	第131期 2022年度	第132期 2023年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	41,700	46,987	48,896	54,638
当 期 純 利 益 (百万円)	3,495	3,374	3,944	4,119
1株当たり当期純利益(円)	124.47	120.13	140.39	146.60
総 資 産 額 (百万円)	126,026	130,810	133,689	133,432
純 資 産 額 (百万円)	115,091	117,015	119,224	120,134
1株当たり純資産額(円)	4,097.55	4,165.38	4,243.08	4,274.45

(注) 第131期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はJTです。JTは当社の株式15,398.8千株(議決権比率54.8%)を保有しております。

なお、当社はJTの医療用医薬品の仕入販売を行っております。また、当社は、JTと医薬事業に関し機能分担を行っており、新規化合物の研究開発機能はJTに集中し、製造・販売機能は当社が担っております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社との間の取引に関する事項

親会社との主な取引として医薬品の仕入等があります。当該取引を行う際におきましては、他社と

の取引と同様に、適正な価格水準、取引条件により行っており、品目毎に契約を締結しております。なお、当該契約は、環境の変化に応じて適宜適切にこれを見直しております。

また、キャッシュ・マネージメント・システム（CMS）につきましては、資金決済等の手段として、手数料等を勘案のうえ有利な取引先の一つとして、当社独自の判断で活用しております。CMSにつきましては、資金決済口座としての用途に照らし、CMSを利用することのメリット（支払手数料の軽減、有利な為替レートでの為替予約等）も勘案の上、必要となる限度額で活用することとしております。

なお、親会社との重要な取引に係る決定を行う場合には、必要に応じて外部の有識者から見解を入手したうえ、親会社と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講ずることとしております。

これらの取引は、取締役会等が当社の社内規程に基づき、当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性について問題はないものと考えております。

(8) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

医薬品の製造、販売

(9) 主要な事業所（2023年12月31日現在）

本 社	東京都中央区
支 社	北海道東北支社（宮城県仙台市）、関東信越支社（埼玉県さいたま市）、南首都圏支社（東京都中央区）、中部支社（愛知県名古屋市）、関西支社（大阪府大阪市）、中四国支社（広島県広島市）、九州支社（福岡県福岡市）

(10) 従業員の状況（2023年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減
583名	20名増

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数です。

(11) 主要な借入先（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 54,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,800,000株 (自己株式694,772株を含む)
- (3) 株主数 4,111名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 た ば こ 産 業 株 式 会 社	15,398,800株	54.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,954,700株	6.95%
立 花 証 券 株 式 会 社	952,900株	3.39%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行(信託口)	778,000株	2.76%
J E F F E R I E S L L C - S P E C C U S T A C F B O C U S T O M E R	471,400株	1.67%
C E P L U X - T H E I N D E P E N D E N T U C I T S P L A T F O R M 2	347,100株	1.23%
鳥 居 薬 品 従 業 員 持 株 会	246,114株	0.87%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	216,100株	0.76%
野 村 証 券 株 式 会 社	215,365株	0.76%
M L I F O R S E G R E G A T E D P B C L I E N T	200,000株	0.71%

- (注) 1. 当社は、自己株式を694,772株保有しておりますが、上表には含めておりません。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数 (28,105,228株) を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 株主名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の状況は次のとおりです。

区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役除く)	2,931	1

(注) 上記の株式は、当社の譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年12月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
松田剛一	代表取締役社長	
鳥養雅夫	取締役	弁護士（桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー）
福岡敏夫	取締役	税理士（福岡敏夫税理士事務所代表） 富士古河 E & C 株式会社社外監査役
山本賢	常勤監査役	
出雲栄一	監査役	公認会計士（出雲公認会計士事務所代表） 株式会社ベネッセホールディングス社外監査役 レーザーテック株式会社社外監査役
松村卓治	監査役	弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー） 株式会社 Log Prostyle Group 社外監査役 株式会社文化放送監査役 株式会社モスフードサービス社外監査役

- (注) 1. 取締役 鳥養雅夫及び福岡敏夫は、社外取締役です。
 2. 監査役 出雲栄一及び松村卓治は、社外監査役です。
 3. 監査役 山本賢は、当社で経理業務を中心とした業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
 4. 監査役 出雲栄一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
 5. 取締役 鳥養雅夫及び福岡敏夫並びに監査役 出雲栄一及び松村卓治は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 6. 監査役 松村卓治は、2023年6月28日付で株式会社モスフードサービスの社外監査役に就任しております。
 7. 当社は、業務執行における意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入しており、2023年12月31日現在の執行役員は以下のとおりです。

氏名	地位	担当
掛江敦之	常務執行役員	価値創造グループリーダー
藤原勝伸	常務執行役員	医薬営業グループリーダー
近藤紳雅	常務執行役員	企画・支援グループリーダー
角南正記	執行役員	生産グループリーダー
西野範昭	執行役員	信頼性保証グループリーダー

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 鳥養雅夫及び福岡敏夫並びに監査役 山本賢、出雲栄一及び松村卓治との間で、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」）を定めております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役の月額報酬額及び業績等に基づく賞与額を取締役会から委任を受けた代表取締役社長である松田剛一が、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬を取締役会がそれぞれ決定しております。取締役会としては、以下の決定方針の概要に記載の手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の概要は以下のとおりです。

<取締役の報酬について>

- ・取締役の報酬については、外部機関による報酬調査などの客観的なデータや当社社員の報酬水準とのバランス等を考慮し、報酬水準の決定を行います。また、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合について決定を行います。
- ・業務執行取締役の報酬は、役位別に月額報酬と賞与で構成します。
- ・当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）は譲渡制限付株式報酬制度の対象とします。
- ・非業務執行取締役の報酬は、業務執行からの独立性を確保する観点から役位別の月額報酬のみとします。

<業務執行取締役の賞与について>

- ・賞与は、個人評価反映部分（月額報酬を基準額とし2を乗じ、個人評価の結果により±1）と、毎年の業績連動部分（月額報酬を基準額とし2を乗じ、業績の達成度により±2）で構成します。
- ・毎年の業績連動部分の指標は、以下の理由により、売上高及び研究開発費控除前の営業利益とします。
 - *売上高、営業利益は、業績結果が直接反映される経営指標であるとともに、「VISION2030」の計数目標である「過去最高の売上高を更新」、「過去最高益更新を射程に入れる」と連動していること
 - *研究開発費控除前の営業利益は、「中期経営計画2023-2025」で掲げている指標と連動していること
- ・賞与計算式については、以下のとおりとします。

基本部分（役位別月額報酬に基づく賞与基準額×個人評価結果に基づく係数（1～3））+業績連動部分（役位別月額報酬に基づく賞与基準額×事業年度の売上高計画に対する当該事業年度終了後の達成率に応じた係数（0～2））+役位別月額報酬に基づく賞与基準額×事業年度の研究開発費控除前の営業利益（計画）に対する当該事業年度終了後の達成率に応じた係数（0～2）

<取締役の個人別の報酬等の具体的な金額の決定方法について>

取締役の月額報酬額及び業績等に基づく賞与額については、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会で承認された報酬額の範囲内で、上述の決定方針等に基づき、個人別に決定することとし、その具体的な金額及び支給時期については、当社社員の報酬水準とのバランス等を考慮する必要があること、代表取締役社長が業務執行取締役及び執行役員の個人評価を行うことから代表取締役社長である松田剛一に一任することとします。なお、当該決定が適切に行われるよう、事前に独立社外取締役に説明し、承認を得ることとします。

<取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の決定方法について>

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬については、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会で承認された内容に基づき、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分を取締役会において決定します。

なお、当該譲渡制限付株式報酬は、取締役会決議に基づいて支給される譲渡制限付株式に係る金銭債権の全部を現物出資財産として払込むことにより、当社の普通株式を付与するものです。譲渡制限期間は、3年間から20年間までの間で取締役会が予め定める期間であり、退任等（正当な理由がある場合を除く）、一定の事由に該当した場合は、付与した株式を当社が無償で取得します。

② 監査役の報酬について

監査役の報酬は、常勤・非常勤別に月額報酬のみとし、監査役の協議により決定します。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の賞与を含めた報酬額については、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会での決議により、年額300百万円以内となっております。なお、決議当時の対象取締役は5名となります。また、これとは別枠で、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会での決議により、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額66百万円以内となっております。なお、決議当時の対象取締役は8名となります。

監査役の報酬額については、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会での決議により、年額72百万円以内となっております。なお、決議当時の対象監査役は4名となります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
取 締 役 (社外取締役除く)	62	37	16	8	1
社外取締役	24	24	—	—	2
計	86	61	16	8	3
監 査 役 (社外監査役除く)	22	22	—	—	1
社外監査役	21	21	—	—	2
計	44	44	—	—	3

(注) 1. 業績連動報酬等（賞与）の当事業年度における業績連動部分の指標の目標と実績は、以下のとおりです。なお、当事業年度における業績連動部分の指標の目標は、売上高、研究開発費控除前の営業利益の期初計画を指しております。

評価指標	評価基準	評価割合 (%)	目標 (億円)	実績 (億円)
売上高	売上高の目標に対する当事業年度終了後の達成度 (464億円未満～554億円以上)	50.0	509	546
研究開発費控除前の営業利益	研究開発費控除前の営業利益の目標に対する当事業年度終了後の達成度 (53.8億円未満～98.8億円以上)	50.0	76.3	85.2

2. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の額は、譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
記載すべきものではありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
記載すべきものではありません。
- ③ 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	鳥養雅夫	当事業年度の取締役会には、13回中13回出席し、主に弁護士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行うことにより、社外取締役として経営の監督の役割を適切に果たしております。
取締役	福岡敏夫	当事業年度の取締役会には、13回中13回出席し、主に国税職員及び税理士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行うことにより、社外取締役として経営の監督の役割を適切に果たしております。
監査役	出雲栄一	当事業年度の取締役会には、13回中13回出席し、また、監査役会には、15回中15回出席し、主に公認会計士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	松村卓治	当事業年度の取締役会には、13回中12回出席し、また、監査役会には、15回中15回出席し、主に弁護士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行っております。

- ④ 親会社又は親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額
記載すべきものではありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 39百万円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 39百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるときや、当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

- ・当社におけるコーポレートガバナンスとは、企業理念である「鳥居薬品の志」及び経営の基本的考え方である「4Sモデル」の下、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、経営環境の変化に迅速かつ適切に対処し、公正かつ透明な経営を実行するための仕組みのことであります。
- ・当社は、コーポレートガバナンスの充実が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと認識しております。
- ・当社は、親会社である日本たばこ産業株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、上場企業としての経営の自主性・独立性を確保します。
- ・当社は、上記考え方にに基づき、実効性のあるガバナンス体制の構築の観点から、内部統制システムの構築に関する基本方針の運用・整備に努めるものとします。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 <コンプライアンス体制>

当社は、コンプライアンスの推進を重要な経営課題の一つとして認識し、その実効性を高めるため、コンプライアンス体制に関する規則を整備し、取締役会に直結する機関として、取締役及びグループリーダーで構成し監査役も出席するコンプライアンス委員会（委員長は社長）を設置し、また、全社に関するコンプライアンス推進活動を所管するコンプライアンス推進部を設置します。

- ・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進状況等を把握し、コンプライアンスの推進に関する重要事項を審議・決定しますが、重大なコンプライアンス違反又はそのおそれがあると認められる行為に対する所要の措置等については取締役会に上程します。
- ・コンプライアンス推進部は、法令等の遵守を徹底するほか、取締役及び使用人が共有すべき価値観、倫理観及び遵守すべき規準を記載した指針等を作成・配付のうえ積極的かつ継続的に教育・啓発活動を行います。

- ・法令違反等の事実又はそのおそれを早期に認識するため、社内及び社外に通報窓口等を設置し、通報があった場合には調査を行い、必要な措置を講じます。

<財務報告の信頼性を確保するための体制>

金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を構築します。なお、監査部と財務報告に係る内部統制所管部門は、会計監査人と協議のうえ年間計画等を作成し、進捗管理を行うことで連携を図ります。

<内部監査体制>

内部監査については、監査部が所管し、社長直属の組織として客観的な観点から、重要性及びリスクを考慮して、経営活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務執行状況を検討評価し、社長に対して、その結果に基づく情報の提供並びに改善等の提言を行います。また、監査部は、内部監査計画・実績の共有や意見交換の場等を通じて、会計監査人及び取締役（独立社外取締役を含む）との連携を行います。

<適時開示体制>

金融商品取引法等の規定に基づく情報開示については、原則として、経営企画部が所管し、取締役会又は社長若しくは情報統括管理責任者（企画・支援グループリーダー）の承認を得て公表を行います。

<独立社外取締役のみの会合等>

独立社外取締役は、情報交換・認識共有を図るため、独立社外取締役のみの会合を行うとともに、取締役会以外の場で、その他取締役との意見交換等を行います。

<会計監査人との会合等>

会計監査人による適正な監査を担保するため、会計監査人と代表取締役及び独立社外取締役等との会合等を行います。

<その他>

職務の執行に係る重要な案件を決定する場合は、必要に応じて外部の専門家（弁護士等）に相談し、適法性を確保します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、職務の執行に係る決裁文書その他の重要な情報について、法令及び情報管理・文書管理等に関する社内規則に従い、適切な取り扱いを行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・常にリスク情報を収集し、危機の早期発見に努めるとともに、平時より損失の最小化を図るために、物理的対策、教育等による人的対策、保険による損失の転嫁を含め不断の危機対策を行います。
- ・より実効的な危機管理を行うために、危機管理に関する包括的規則及び個別危機事象に対する対応規則・マニュアル等の制定及び継続的な見直しを行います。

- ・危機の早期認識のため緊急連絡体制を整備し、危機発生に際しては、危機管理に関する規則に基づき緊急対策本部を立ち上げ、緊急対策本部長に当該危機に対応する意思決定権限を持たせる体制とします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

<取締役会>

- ・取締役会は、原則毎月1回開催しますが、必要に応じて機動的に開催します。
- ・取締役会は、法令及び定款に定められた事項並びに重要な事項の決定、取締役の職務の執行の監督を行い、また、代表取締役及び業務執行取締役から職務執行状況の報告を受けます。

<権限委譲と責任体制>

- ・経営会議は、原則毎週1回開催し、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行います。
- ・社内規則に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われるために適切と考えられる組織を設け、職制を配置し、権限を業務執行者に付与し、円滑な業務運営を図ります。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社と親会社である日本たばこ産業株式会社（うち医薬事業部門）とは、医薬品に関する製品及びサービスにおいて、各々の強みを生かし、当社は主に製造と販売の機能を担っており、親会社は研究開発の機能を担っています。この機能分担は、当社の企業ミッションを遂行するうえで最適化を図るためのものであり、この機能分担により一定の独立関係を確保しつつ、かつ協力関係を保ちながら、適正に業務を遂行します。
- ・主要株主との取引は、社内規程に基づき、取締役会等において決定し、年間の取引実績を取締役に報告します。なお、主要株主との取引等に係る決定を行う場合には、必要に応じて、外部の有識者から見解を入手したうえ、主要株主と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講じます。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役にその職務を補助すべき使用人が必要な場合は、監査業務の専門性、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に配慮し、当該使用人の人材選定にあたり監査役会と協議します。

⑦ 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合に、当該事実が、速やかに監査役に伝わるよう、以下の体制とします。

- ・ 監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席できます。
- ・ 監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応します。なお、監査役からの求めにより、取締役は毎年度末に職務執行状況に関する確認書を提出します。
- ・ 情報交換及び意思疎通を図るため、監査役と代表取締役との定期会合及び他の取締役（独立社外取締役を含む）、執行役員、部門長等と面談をする機会を確保します。
- ・ 監査部は、監査計画の策定とその計画に基づいた監査実施活動について監査役と連携を図るとともに、監査役に対し業務監査結果等の報告を行います。
- ・ コンプライアンス推進部は、監査役に対して、内部通報の状況等を定期的に報告します。

⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことについて周知徹底します。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保すべく予算を措置します。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と会計監査人は、定期あるいは随時に会合を行い、監査報告書の説明、監査計画等について情報交換等を行い、連携を図ります。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

当社は、良き企業市民として、より良き社会の実現のため、「市民社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を排除するとともに、断固として対決する」「これらの活動を助長するような行為を行わない」「トラブル等が発生した場合は会社をあげて立ち向かう」旨を周知徹底します。

社内体制としては、各拠点に担当者を配置し、研修受講のほか、随時、関係行政機関や顧問弁護士等との連携を図ります。また、適切な対応を行うために「対応マニュアル」を定め、常時閲覧可能とします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンス推進活動の状況、内部通報の内容・対応等につき、コンプライアンス推進部等から報告等を行っております。
- ② カルバン錠の販売価格の決定に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、2020年3月5日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。当社は、独占禁止法違反の再発防止措置の実施計画に基づき、独占禁止法に関する研修、定期的な監査（モニタリング）等を実施し、適切に再発防止策が講じられていることを確認しております。
- ③ 取締役会を13回開催し、重要事項の決定等を行っております。また、経営会議を27回開催し、重要事項の審議等を行っております。なお、本会議体等の場において、損失が伴うおそれのあるリスク情報とその対応の報告、検討を行っております。
- ④ 金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムを整備・運用し、一部のプロセスを除き、評価は終了しております。
- ⑤ 監査役員の員数等を勘案し、監査役会と協議した結果、監査役を補助すべき使用人を配置しております。監査役の監査業務補助については監査部が、また監査役の事務的補助については人事総務部が担当し、監査役の指示・命令の下、会社からの指揮を受けることなく業務を行っております。
- ⑥ 監査部は、内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しているほか、社長、社外取締役、会計監査人等と定期あるいは随時に会合を行っております。
- ⑦ 監査役は、重要な会議への出席のほか、コンプライアンス推進部、監査部、会計監査人と定期あるいは随時に会合を行うとともに、代表取締役との定期会合、取締役等との面談・情報交換も実施しております。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた対応として、社内のイントラネットを通じて、社員への教育を実施しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	88,148	流動負債	12,504
現金及び預金	5,004	買掛金	6,981
受取手形	14	リース負債	222
売掛金	28,488	未払費用	2,557
有価証券	38,999	未払法人税等	494
商品及び製品	6,827	未払引当金	1,151
原材料及び貯蔵品	3,915	預り引当金	265
前払費用	663	賞与引当金	422
その他	4,235	役員賞与引当金	15
固定資産	45,284	その他	393
有形固定資産	2,095	固定負債	794
建物	798	リース負債	22
構築物	0	退職給付引当金	478
機械及び装置	0	資産除去負債	54
車両運搬具	0	その他	239
工具、器具及び備品	210	負債合計	13,298
土地	344	(純資産の部)	
リース資産	740	株主資本	119,706
無形固定資産	429	資本金	5,190
借地権	69	資本剰余金	6,460
ソフトウェア	326	資本準備金	6,416
その他	34	その他資本剰余金	44
投資その他の資産	42,758	利益剰余金	109,425
投資有価証券	33,970	利益準備金	1,297
長期前払費用	7,279	その他利益剰余金	108,127
繰延税金資産	863	別途積立金	56,130
その他	644	繰越利益剰余金	51,997
資産合計	133,432	自己株式	△ 1,369
		評価・換算差額等	427
		その他有価証券評価差額金	427
		純資産合計	120,134
		負債純資産合計	133,432

損 益 計 算 書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		54,638
売 上 原 価		29,847
売 上 総 利 益		24,791
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		19,755
営 業 利 益		5,035
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
有 価 証 券 利 息	287	
受 取 配 当 金	112	
そ の 他	20	421
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
為 替 差 損	101	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	46	
そ の 他	0	149
経 常 利 益		5,307
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	349	349
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	36	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	26	63
税 引 前 当 期 純 利 益		5,593
法 人 税 ， 住 民 税 及 び 事 業 税	1,824	
法 人 税 等 調 整 額	△ 350	1,473
当 期 純 利 益		4,119

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月7日

鳥居薬品株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鳥居薬品株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第132期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月15日

鳥居薬品株式会社 監査役会

常勤監査役 山本 賢 ㊟

社外監査役 出雲 栄一 ㊟

社外監査役 松村 卓治 ㊟

以 上

第132回定時株主総会会場ご案内



会場：東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号
トリイ日本橋ビル
当社本社 10階会議室

電話：(03) 3231-6811(代表)

本年は株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

交通のご案内

- JR総武線快速「新日本橋」駅
6番出口より徒歩1分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅
A10出口より徒歩2分
- JR山手線・京浜東北線・中央線快速「神田」駅
東口より徒歩7分

※本総会用の駐車場はございませんので
お車でのご来場はご遠慮願います。



鳥居薬品株式会社

UD
FONT